

# 第3回八街市農業委員会総会

平成28年3月17日

八街市農業委員会

## 平成28年第3回農業委員会総会

平成28年3月17日午後3時30分 八街市農業委員会総会を  
八街市役所第1会議室に招集し、内容は次のとおりである。

### 1. 出席者

- |          |           |           |
|----------|-----------|-----------|
| 1. 内藤 富夫 | 8. 高橋 猛   | 15. 小川 正夫 |
| 2. 船木 勝利 | 9. 森 邦央   | 16. 日暮 守信 |
| 3. 岩品 要助 | 10. 武藤 功  | 17. 石井とよ子 |
| 4. 池田 寿男 | 11. 長谷川英雄 | 18. 鈴木 勝雄 |
| 5. 貫井 正美 | 12. 宇都木邦雄 | 19. 保谷 俊雄 |
| 6. 林 和弘  | 13. 中村 勝行 | 20. 金子 正弘 |
| 7. 山本 重文 | 14. 長野 猛志 | 21. 中川 利夫 |
|          |           | 22. 三須 裕司 |

### 2. 欠席者

なし

### 3. 事務局

事務局長	醍醐 文一	主 査	宮内 清志
副 主 幹	菅沼 邦夫	主 査 補	浅井 久子

### 4. 議決事項

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について
- 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第5号 農用地利用集積計画の承認について
- 議案第6号 農用地利用配分計画（案）の承認について

### 5. その他

- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による農地転用の届出について
- 報告第2号 農用地利用集積計画の中途解約に係る通知について
- 報告第3号 廃土処理（公共事業施行）事業の届出について

## ○醍醐事務局長

開会を宣す。(午後3時30分)

## ○三須会長

平成28年度第3回総会にあたり、春先の大変忙しい中、全員出席していただきまして誠にありがとうございます。

2時から班長以上の役員の方には議会の経済建設常任委員会との意見交換に参加いただきまして誠にありがとうございました。

それと、局長は、今日の会議をもちまして終わりとなります。どうもお疲れさまでございました。ありがとうございました。

さて、今月の案件につきましては、農地法第3条、第4条、第5条、本体で14件です。農用地利用集積計画の承認について8件、農用地利用配分計画(案)の承認について2件、報告案件6件、あわせて総数で30件が提出されております。慎重審議をお願いし、開会の挨拶といたします。

ただいまの出席委員は22名です。したがって、この総会は成立しました。

それでは、日程に従いまして、会務報告をお願いいたします。

## ○醍醐事務局長

それでは、会務報告ということで、報告を申し上げます。

2月25日木曜日午前10時から転用事実確認現地調査並びに農地パトロールを市内で実施しまして、林部長、山本委員、中村委員に出席いただきました。

また、3月に入りまして、4日金曜日午後1時半から転用事実確認現地を市内で実施し、鈴木部長、長野委員、高橋委員に出席いただきました。

また、先ほど会長から冒頭にお話がありましたように、本日、総会前の2時から経済建設常任委員会の委員の皆様と会長はじめ班長以下の皆さん方で今後の後継者問題について忌憚のない意見が委員の方に発信され、今後、そういったものを通じて反映させていただくことを願うところでございます。

以上で報告を終わります。

## ○三須会長

次に、議事録署名人の選出についてでございますが、議長の方から指名することで異議ないでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

## ○三須会長

ご異議なしと認め、こちらから指名申し上げます。

今月は、議席番号20番、金子委員、21番、中川副会長をお願いいたします。

それでは、議事に入ります。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局、説明願います。

### ○菅沼副主幹

それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

番号1、区分、地上権。所在、八街字中土手。地目、畑。面積7,344平方メートルのうち496.20平方メートル。権利者事由、農地の借受者が耕作を継続しながら上部に地上権を設定して、営農型太陽光発電事業を行い、安定した収入を得たい。義務者事由、権利者から要望されたため。なお、本件は、議案第4号、5番に関連しております。

以上です。

### ○三須会長

1番については、議案第4号、5番と関連しておりますので、後ほど担当委員の調査報告を受けたいと思います。

次に、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局、説明願います。

### ○宮内主査

それでは、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

番号1、所在、八街字立合松北地先。地目、畑。面積6,680平方メートルのうち369.13平方メートルほか1筆の一部、計2筆の合計面積1万3,126平方メートルのうち991.50平方メートルです。転用目的は、農産物直売所及び加工施設用地です。転用事由は、当該申請地において、新規で農業参入するにあたり、収穫した農産物の直売所と加工販売するための施設を必要とするものです。農地の区分は、農業振興地域整備計画において定められた農用地区域内にある農地に該当いたします。

以上です。

### ○三須会長

議案の説明が終わりましたので、担当委員の調査報告をお願いいたします。

1番については、鈴木部長、お願いいたします。

### ○鈴木部長

2号案件の1番ですけれども、この案件は、先月、農地部会でかかったところです。新規就農という形で、今回は農産物直売所やレストラン、倉庫などを建てて900平方メートル以上のところを転用するという目的で作るのですけれども、場所は、朝陽小学校から約2キロメートル北へ行ったところで、アウトレットまで約1キロメートルのところ、場所的には何ら問題ない場所ですが、果たしてこれが、この目的どおりに行ければいいけれども、先月3条申請で農地を買い求めて新規就農でやるということで、農産物直売所やレストランをやる。多目的な加工をやったり、多目的にここで、これを転用するという事なんですけれども、実現性は見込めますけれども、農地法からいって何ら問題ないでしょうか。新規就農したばかりで、すぐに転用ということが判断に難しく、その辺の可能性はどうなんですか。その辺の説明を事務局、説明をお願いします。

### ○宮内主査

では、説明いたします。

農地法上、特に触れているところはないのですが、その点で千葉県の事務指針ですね。この耕作者が4条でもって同時に加工施設とか直売所を作ることについては、細かい規定をしていないのが事実です。これが、5条でもって第三者がやるということについてはちょっと問題があるのですが、4条でやる間、取得してからの期間というものは定められておりません。

○鈴木部長

ないですか。

○宮内主査

はい。

○鈴木部長

では、農振の用地でも。

○宮内主査

あくまでも農産物の加工施設、直売所ということに関して、同時進行でもやむを得ないというのが実際の指針上の見解であります。

○鈴木部長

それらがクリアされれば、地元としては問題ないですけども、そういう点でひっかかったのはそこだけなんです。あとは自己資金で全部これをやるということで、建物は何軒だったかな。直売所と加工場と倉庫を建てると。だから、1反分、300坪だから。

○宮内主査

農業実績というのは、八街市内では新規なんですけれども、印西市の方で実績があるということで、実際、先月の部会の方の聞き取り調査では判明しているということを付け加えさせていただきます。

○三須会長

どうでしょうか。

○鈴木部長

だから、その辺がクリアできれば、問題ないですけど、ただ、その辺がわからなかったから。

○三須会長

それでは、担当委員の調査報告が終わりましたので、一般質疑をお願いいたします。何かございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○三須会長

それでは、質疑はないようですので、質疑を打ち切りいたしまして、お諮りいたします。

議案第2号、1番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○三須会長

挙手全員でありますので、1番については許可相当で決定いたします。

次に、議案第3号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請についてを議題といたします。

事務局、説明願います。

#### ○宮内主査

それでは、議案第3号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請についてご説明いたします。

番号1、所在、八街字前原地先。地目、畑。当初面積418平方メートルほか1筆、計2筆の合計面積880平方メートルです。変更後の面積418平方メートルほか3筆、計4筆の合計面積1,808平方メートルです。転用目的は、建売分譲住宅用地及び通路用地です。計画変更の事由は、道路と建売住宅2棟の建築、販売からさらなる需要を見込み、建売住宅6棟への事業拡張をするものです。農地の区分は、用途地域に近接し市街化が見込まれる区域内にある農地等の理由から、第2種農地と判断されます。なお、本件は、議案第4号、4番に関連しております。

番号2と番号3は関連しており、あわせて説明いたします。

番号2、所在、東吉田字芝山地先。地目、畑。当初面積647平方メートルほか1筆、計2筆の合計面積656.62平方メートルです。変更後地目、公衆用道路及び宅地です。変更後面積9.73平方メートルほか4筆、計5筆の合計面積496.85平方メートルです。転用目的は、建売分譲住宅用地です。計画変更の事由は、当初計画より完成後宅地3区画の面積が減少したため、全体面積を縮小するものです。

番号3、当初計画と同じく、変更後面積164平方メートルです。承継者の目的、駐車場用地です。計画変更の事由は、当初計画から減少した残地において、申請地の隣接に居住する承継者が、不足する駐車場として購入するものです。農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等の理由から、第2種農地と判断されます。さらに本件は、議案第4号、8番にも関連しております。

以上です。

#### ○三須会長

議案の説明が終わりましたので、担当委員の調査報告をお願いいたします。

1番について、内藤副部長、お願いいたします。

#### ○内藤副部長

それでは、議案3号、1番と議案4号、4番は関連しておりますので、あわせて報告したいと思っております。

申請地は、平成26年に880平方メートルが許可されており、今回はさらなる需要が見込まれたため、928平方メートルの建売分譲を追加計画したとのことです。立地基準としては、JR榎戸駅より南へ約1キロメートルに位置し、公衆用道路に接していることにより、進入路は確保されております。農地性としては、事務指針の28ページ、(a)の(i)に該当する

ため、第2種農地として判断しました。一般基準としては、本申請地は建売分譲住宅及び道路の建築販売ということで、申請面積は妥当と思われます。資金につきましては、自己資金で賄う計画になっています。申請地には、小作人等権利移転に対して支障となるものはありません。事業計画ですが、用水は市営水道、雨水は雨水浸透枡、汚水雑排水は合併浄化槽となっています。また、周辺農地に対しては、周囲にブロック積みで土留めを施してすることです。日照、通風の影響はありません。権利者である会社は、不動産業を行っており、申請地の近隣は宅地の需要が多いため、建売分譲を計画、そして近郊は静かな住宅地であり、建売分譲地として適しているため選定したとのこと、必要性についても認められます。これらのことから、立地基準、一般基準ともに本案件は何ら問題ないものと思われます。

以上です。

### ○三須会長

次に、2番、3番については関連しておりますので一括して調査報告をお願いいたします。金子委員、お願いいたします。

### ○金子委員

議案第4号、8番について、調査報告を申し上げます。

まず、立地基準ですが、市役所より南に約3キロメートルに位置し、市道に面しております。農地の区分は、事務指針29ページ⑤の(b)に該当するため、第2種農地と判断しました。当初計画では、建売3棟分住宅用地だったが、購入者が予算の関係上、坪数を減数したため残地となった。そのため、その土地を駐車場にするための申請です。資金は自己資金で賄うそうです。造成計画はなし。用水についてはありません。雨水については流水池を作り流します。防災計画については、道路の突き当たりの土地のため、通行に支障を来すことはありません。その他、周辺農地の営農条件への被害防除対策は、隣接農地所有者に駐車場にする旨を説明しました。説明内容は、路上駐車をしているため、駐車場が必要になりました、雨水対策として流水池を設けますとのことでございます。以上の内容から、本案件は何ら問題ないと思われます。

以上で調査報告を終わります。

### ○三須会長

ただいまの案件は8番。2番、3番ということでしたが、8番も関連しておりましたので、金子委員には8番を説明していただきました。

担当委員の調査報告が終わりましたので一般質疑をお願いいたします。どうでしょうか。

(「質疑なし」の声あり)

### ○三須会長

質疑がないようでしたら、質疑を打ち切り、お諮りいたします。

議案第3号、1番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

### ○三須会長

挙手全員でありますので、1番については許可相当で決定いたします。

次に、2番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

### ○三須会長

挙手全員でありますので、2番については許可相当で決定いたします。

次に、3番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

### ○三須会長

挙手全員でありますので、3番については許可相当で決定いたします。

次に、議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局、説明願います。

### ○宮内主査

それでは、議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請についてご説明いたします。

番号1、番号2は同一事業のため、一括してご説明いたします。

番号1、所在、雁丸字雁丸尾余地先。地目、畑。面積693平方メートルです。

番号2、所在、地目は同じく、面積298平方メートルです。区分は売買です。転用目的は、作業用地です。転用事由は、落花生の加工卸売業を営む権利者が、作業場が不足しているため、既存の倉庫に隣接する当該申請地を利用するものです。農地の区分は、農用地域内にある広がりのある農地であることから、第1種農地と判断されます。

番号3、朝日字松里地先。地目、畑。面積1,160平方メートルです。区分は売買です。転用目的は資材置場用地です。転用事由は、土木業を営む権利者が、現在、借用している資材置場が契約満了に伴い返却するため、利便性のいい当該申請地を新たに利用するものです。農地の区分は、宅地割合の多い区域内にある農地であり、第3種農地と判断されます。

番号4は、議案第3号、1番に関連し、説明済みですので省略いたします。

番号5、八街字中土手地先。地目、畑。面積7,344平方メートルのうち0.34平方メートルです。区分は一時転用で使用貸借です。転用目的は、営農型太陽光発電設備用地です。転用事由は、農地の借受者が耕作を継続しながら上部に地上権を設定して営農型太陽光発電事業を行い、安定した収入を得るものです。農地の区分は、農用地域内にある広がりのある農地であることから、第1種農地と判断されます。なお、本件は、議案第1号、1番に関連しております。

番号6、八街字中土手地先。地目、畑。面積644平方メートルです。区分は贈与です。転用目的は、農家住宅用地です。転用事由は、現在、市外のアパートに居住する権利者が、兼業で農家を営むため、実家と畑に近接した当該申請地に住宅を建築し移り住むものです。農地の区分は、農用地域内にある広がりのある農地であることから、第1種農地と判断されます。

番号7、所在、八街字松ヶ久保地先。地目、畑。面積2,991平方メートルです。区分は



売買です。転用目的は、倉庫用地です。転用事由は、食料品の卸業を営む権利者が、業務の増加に伴い、既存の倉庫では手狭なため、当該申請地に倉庫を建築するものです。農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等の理由から、第2種農地と判断されます。なお、本件は、1,000平方メートル以上の土地に対する建築行為となります。これは、開発行為に該当し、都市計画法との調整が必要となりますので、その旨、意見に付すことが妥当と思われます。

番号8は、議案第3号2番、3番に関連し説明済みですので、省略いたします。

番号9、所在、滝台字丹尾台地先。地目、畑。面積688平方メートルほか1筆、計2筆の合計面積804平方メートルです。区分は売買です。転用目的は、太陽光発電施設用地です。転用事由は、当該申請地に太陽光発電施設を設置し、安全な自然エネルギーを利用した太陽光発電事業により収益増を図るというものです。農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等の理由から、第2種農地と判断されます。

以上です。

### ○三須会長

議案の説明が終わりましたので、担当委員の調査報告をお願いいたします。

1番、2番については関連しておりますので、一括して調査報告をお願いいたします。

中川副会長、お願いいたします。

### ○中川副会長

それでは、1番、2番、関連でありますので一括で報告させていただきます。

また、1番の権利者、2番の権利者は兄弟でありまして、2番の権利者は相続で得た土地であります。

それでは、調査報告を申し上げます。まず、立地基準ですが、申請地は市役所より北へ約2.8キロメートルに位置し、市道に面しており、進入路は確保されております。農地性としては、農地の広がり10ヘクタール以上存在することから、第1種農地と判断しました。しかし、権利者は、近隣で落花生の加工、販売業をしており、事務指針の31ページ②の㊦の(エ)に該当するため、許可することが可能であると判断いたしました。次に、一般基準ですが、本申請は、作業用地ということで主に落花生の天日干しのための申請面積は991平方メートルで、作業規模から面積妥当と思われます。資金につきましては自己資金にて賄う計画となっております。申請地には小作人等権利移転に対して支障となるものはありません。用水、排水はなく、表土を転圧しパレットを敷くだけのため、隣接する農地への被害もないと思われます。権利者は、業務量の増加に伴い、作業スペースが不足していることから必要性についても認められます。これらのことから、一般基準、立地基準ともに本案件は何ら問題ないと思われます。

以上、調査報告を終わります。

### ○三須会長

次に、3番について、宇都木委員、お願いいたします。

### ○宇都木委員

議案第4号、3番について調査報告をさせていただきます。

まず、立地基準ですが、申請地は市役所より北東へ約1.5キロメートルに位置し、八街市道より約400メートル入った周囲を住宅に囲まれた生産性の低い土地です。進入路は確保されております。農地区分としては、事務指針28ページ、④の⑥の(イ)に該当するため第3種農地と判断いたしました。

次に、一般基準ですが、本申請は資材置場用地として計画され、申請面積1,160平方メートルで採石置場、山砂置場、CBブロック置場、アスファルトガラ・コンクリートガラの一時置場、単管・パイプ置場、重機置場、型枠置場、ダンプ・従業員乗用車置場、使用道具入れ用コンテナ置場、産廃コンテナ置場、もろもろで853.4平方メートルです。資材や重機の積みおろしの際に、隣接地及び資材間を十分にとり、作業効率と安全性を考慮した計画しております。資金につきましては、借入金で行う計画です。次に周辺農地の営農条件への支障につきましては、農業用排水施設はありません。日照、通風の影響もありません。現地盤で利用するため、土砂の搬入も行わず、土砂の流出もありません。雨水・雑排水につきましては、雨水は自然浸透、汚水・雑排水はありません。防災計画としましては、工事中、通勤・通学の時間帯は資材の搬出入は行わないとのことです。外周は番線で囲うとのことです。また、この土地は、申請目的以外に使用しないとの確約書及び誓約書も出ております。土地選定理由として、申請地は事務所より近距離にあり、利便性が高いとのことで必要性も認められるのではないかと思います。

以上で調査報告を終わります。

### ○三須会長

次に、4番については、議案第3号、1番と関連しており、調査報告済みです。

次に、5番について、保谷委員、お願いいたします。

### ○保谷委員

議案第1号、1番と第4号、2番は関連していますので一括で調査報告を申し上げます。

まず、立地基準ですが、申請地は八街市役所より西方向約4キロメートルに位置し、八街市道に面しており、進入路は確保されております。事務指針26ページ、②の③に該当するため、第1種農地と判断しましたが、事務指針30ページ②の⑥例外に該当すると判断しました。

次に、一般基準ですが、本申請は営農型太陽光発電施設ということですが、面積は0.34平方メートルで255ワットのパネル200枚、杭72本、支柱1本となっております。面積は妥当と思われる。資金の確保につきましては、自己資金で賄う計画となっております。

次に、周辺農地の営農条件への支障について、隣接に対する被害防除計画について、造成や埋立等はせず、設置作業の効率化を目的として整地のみを行う。土地の選定理由は、地権者及び営農者の同意を得られた日照の条件のよい土地であるため。井戸水はなし、雨水は敷地内自然浸透。汚水排水はなし。防災計画は、工事中、接道を走行する車両や人に十分注意を払い、事故のないようにする。被害防除対策は、隣接する農地への土砂流出及び農作物の侵入を防ぐため、素堀の側溝等を講じる。日照についても太陽パネルが約2メートルの高さのため、影響

はありません。通風に関しても太陽光施設と空間があるため問題はありません。隣接に対する法面の草刈管理でダイカンドラ等の侵入を防ぐとのこと。なお、事業計画について、隣接所有者に確認したところ、確かに説明を受けて了解しているとのことでした。また、申請地は土地改良受益地ではありません。必要性についても認められ、あわせて許可後速やかに事業を行うものと判断しました。

続きまして、関連しております第1番は、農地法第3条、地上権の権利設定の許可申請についてでございますが、周辺の農地に関わる営農条件に支障はなく、当該地の賃借人の同意を得ているため、許可相当と判断いたします。ただし、当該申請は5条、一時転用に関連していることから、5条、一時転用の知事の処分を待ち、知事の処分と同様、処分に合わせることを望ましいと思いますので、最終決定については、会長専決で処理してはどうかと思います。

以上で調査報告を終わります。

### ○三須会長

では、続いて6番をお願いいたします。

### ○保谷委員

議案第4号、6番について、調査報告を申し上げます。

まず、立地基準ですが、申請地は、八街市役所より西方向に約3キロメートルに位置し、八街市道に面しており、進入路は確保されております。事務指針26ページ、②の①に該当するため、第1種農地と判断しましたが、事務指針31ページ②の③(エ)による例外に該当すると判断しました。

次に、一般基準ですが、申請地は農家住宅専用地ということですが、面積644平方メートルで農家住宅86.12平方メートル、テント・倉庫兼作業場56.12平方メートル、テント・物置30.80平方メートル、駐車場40平方メートル、乗用車2台、軽トラ1台であり、面積は妥当と思われ。資金の確保につきまして、借入金で賄う計画となっております。

次に、周辺農地の営農への支障について、隣接に対する被害防除計画について、造成計画は、申請地は道路の段差もなく平坦な土地であることから、埋立等は行わず整地のみで、用水は水道水利用、雨水は敷地内で自然浸透、汚水は合併浄化槽から埋設排水管を通し、道路の側溝へ放流。防災計画は建築資材等の搬入について、通学・通勤時間帯を避け、工事中は周辺地域に迷惑のかからないように十分注意をして工事を行うことです。被害防除対策について、申請地の道路に面した部分に生垣とし、その他の部分にはブロック3段積みフェンスを設け、農地への土砂、雨水の流出を防ぎ、周辺農地に対し日照、通風への営農状況に支障を来すことはないと思われ。なお、事業計画について、隣接所有者に確認したところ、確かに説明を受けて了解しているとのことでした。また、申請地は土地改良受益地ではありません。これらのことから立地基準、一般基準、本案件は何ら問題ないと思われ。必要性についても認められ、あわせて許可後速やかに事業を行うものと判断しました。

以上で調査報告を終わります。

### ○三須会長

次に、7番について、池田委員、お願いいたします。

#### ○池田委員

議案第4号、7番について、調査報告を申し上げます。

まず、立地基準ですが、申請地は八街駅から南西へ約4.5キロメートルに位置し、市道に面しております。農地性としては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地ですので、事務指針の29ページの⑤の(b)に該当するため、第2種農地として判断いたしました。

次に一般基準ですが、本申請は、倉庫用地ということであり、建築面積1,397平方メートルと車両の通路、回転スペースに対する申請面積は2,991平方メートルであり、面積は妥当と思われます。資金につきましては、借入金で賄う計画となっております。申請地には小作人等権利移転に対して支障となるものはありません。事業計画ですが、造成工事はなく、浸透性のアスファルト敷です。用水、排水はなく、雨水は貯留槽を設け、敷地内浸透です。また、周囲は道路及び宅地に囲まれており、申請地に接する農地はありません。権利者は、隣地で穀物の卸売を営んでおり、業績の増加により保管場所の不足が生じていることから必要性も認められます。これらのことから立地基準、一般基準ともに本案件は何ら問題ないものと思われま

す。

以上で調査報告を終わります。

#### ○三須会長

次に、8番について、議案第3号2番、3番と関連しており、調査報告済みです。

次に、9番について、小川委員、お願いいたします。

#### ○小川委員

では、議案第4号、9番について調査報告をいたします。

この案件は、昨年10月だと思いますが、発表してあります。続きでございます。立地基準ですけれども、二州小学校から県道301号線、北に向かう道路ですが、約2.5キロメートル、有料道路の側道と御成街道の3つの道路に挟まれた面積が約1町5反です。約1万5,000平方メートルのところで、もう既に太陽光発電を作るのだということで昨年に許可を申請して、案件で出していますが。その残りの土地804平方メートルの畑と、ほかの畑・雑種地がございしますが、今回は、この畑でございます。これが済みますと、あとは宅地部分の約3反部が残る区画でございますが、横芝に向かう有料道路によって分断された形で今の畑が残ったわけですけれども、第2種農地で、この畑は畑地灌がいの土地改良事業の受益地でございますけれども、面積も小さく、後継者もない、また、結構お年がたってお父さんも亡くなられた女の方一人でございますので、土地改良もこの際、いたし方ないだろうということで除外申請で認められております。権利者は、昨年と同じように売買によってこれを取得して太陽光発電を行うということで、この一角は全て宅地以外は太陽光発電の用地として買取済ということになります。特に問題はございません。自己資金で、隣地、畑もございませんので、案件としては何ら問題がないものと思われま

以上、報告を終わります。

**○三須会長**

担当委員の調査報告が終わりましたので、一般質疑をお願いいたします。何かないでしょうか。

(「質疑なし」の声あり)

**○三須会長**

質疑がないようですので、質疑を打ち切り、お諮りいたします。

議案第4号、1番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

**○三須会長**

挙手全員でありますので、1番については許可相当で決定いたします。

次に、2番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

**○三須会長**

挙手全員でありますので、2番については許可相当で決定いたします。

次に、3番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

**○三須会長**

挙手全員でありますので、3番については許可相当で決定いたします。

次に、4番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

**○三須会長**

挙手全員でありますので、4番については許可相当で決定いたします。

次に、5番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

**○三須会長**

挙手全員でありますので、5番については許可相当で決定いたします。

次に、6番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

**○三須会長**

挙手全員でありますので、6番については許可相当で決定いたします。

次に、7番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

**○三須会長**

挙手全員でありますので、7番については、都市計画法との調整を条件に許可相当で決定い

たします。

次に、8番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

### ○三須会長

挙手全員でありますので、8番については許可相当で決定いたします。

次に、9番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

### ○三須会長

挙手全員でありますので、9番については許可相当で決定いたします。

議案第4号、5番の関連案件である議案第1号、1番について、担当委員の報告は許可相当です。議案第1号、1番の最終決定については、5条、一時転用に関連していることから、知事の許可処分に合わせて会長専決としてよろしいか、お諮りいたします。

(「異議なし」の声あり)

### ○三須会長

異議なしということですので、今後の事務処理につきましては、会長専決といたします。

それでは、ここで10分ほど休憩をとります。

休憩 午後4時16分

再開 午後4時32分

### ○三須会長

それでは、休憩前に戻り会議を始めます。

議案第5号、農用地利用集積計画の承認についてを議題といたします。

事務局、説明願います。

### ○菅沼副主幹

それでは、議案第5号、農用地利用集積計画の承認について、ご説明いたします。

本件につきましては、平成28年3月7日付で、八街市長から農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、平成27年度第12次農用地利用集積計画の決定を求められております。

番号1、所在、朝日字松里。地目、畑。面積2,479平方メートルほか1筆、計2筆の合計面積4,462平方メートル。利用権の種類は賃貸借。期間は10年、新規です。

番号2、所在、朝日字松里。地目、畑。面積7,305平方メートルのうち3,210平方メートル。利用権の種類は賃貸借。期間は2年、新規です。

番号3、所在、木原字中峠。地目、畑。面積297平方メートルほか4筆、計5筆の合計面積6,428平方メートル。利用権の種類は賃貸借。期間は5年、新規です。

番号4、所在、沖字西沖。地目、畑。面積1,983平方メートルほか1筆、計2筆の合計面積2,974平方メートル。利用権の種類は賃貸借。期間は5年、再設定です。

番号5、所在、八街字松島。地目、畑。面積6,128平方メートルほか1筆、計2筆の合

計面積 9, 047 平方メートル。利用権の種類は賃貸借。期間は 3 年、再設定です。

番号 6、所在、八街字北常盤台。地目、畑。面積 4, 958 平方メートル、利用権の種類は賃貸借。期間は 5 年、再設定です。

番号 7、所在、榎戸字大富。地目、畑。面積 2, 208 平方メートルほか 6 筆、計 7 筆の合計面積 5, 997 平方メートル。利用権の種類は賃貸借。期間は 10 年、新規です。

番号 8、所在、東吉田字平井。地目、畑。面積 1, 094 平方メートルほか 3 筆、計 4 筆の合計面積 3, 590 平方メートル、利用権の種類は賃貸借、期間は 10 年、新規です。

なお、ただいまご説明いたしました番号 1 から 8 までの案件については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと考えます。

以上です。

### ○三須会長

議案の説明が終わりましたので、一般質疑をお願いいたします。

(「質疑なし」の声あり)

### ○三須会長

質疑なしということでございますので、質疑を打ち切り、お諮りいたします。

議案第 5 号について、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

### ○三須会長

挙手全員でありますので、議案第 5 号については承認することに決定いたします。

次に、議案第 6 号、農用地利用配分計画（案）の承認についてを議題といたします。

事務局、説明願います。

### ○菅沼副主幹

それでは、議案第 6 号、農用地利用配分計画（案）の承認について、ご説明いたします。

本件につきましては、平成 28 年 3 月 7 日付で、八街市長から農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定により、農用地利用配分計画原案の意見を求められております。

番号 1、所在、榎戸字大富。地目、畑。面積 2, 208 平方メートルほか 6 筆、計 7 筆の合計面積 5, 997 平方メートル。利用権の種類は賃借権。期間は認可の公告日から平成 38 年 3 月 24 日まで、新規です。

番号 2、所在、東吉田字平井。地目、畑。面積 1, 094 平方メートルほか 3 筆、計 4 筆の合計面積 3, 590 平方メートル。利用権の種類は賃借権、期間は認可の公告日から平成 38 年 3 月 24 日まで、新規です。

なお、ただいまご説明いたしました番号 1 及び 2 までの案件については、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 4 項の各要件を満たしているものと考えます。

以上です。

### ○三須会長

議案の説明が終わりましたので、一般質疑をお願いいたします。

(「質疑なし」の声あり)

**○三須会長**

質疑なしということですので、質疑を打ち切り、お諮りいたします。

議案第6号について、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

**○三須会長**

挙手全員でありますので、議案第6号については承認することに決定いたします。

次に、報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局、説明願います。

**○菅沼副主幹**

それでは、報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知について、ご報告します。

番号1、所在、八街字別ヶ野。地目、畑。面積3,662平方メートルほか1筆、計2筆の合計面積1万2,154平方メートルのうち5,122.00平方メートル。合意の成立日、土地引渡時期ともに平成28年2月29日です。

以上です。

**○三須会長**

次に、報告第2号、農用地利用集積計画の中途解約に係る通知について、事務局、説明願います。

**○菅沼副主幹**

それでは、報告第2号、農用地利用集積計画の中途解約に係る通知について、ご説明いたします。

番号1、所在、八街字笹引。地目、畑。面積1万8,033平方メートルのうち9,500平方メートルほか2筆、計3筆の合計面積2万1,394平方メートルのうち1万2,861平方メートル。合意の成立日、土地引渡時期ともに、平成28年1月30日です。

番号2、所在、勢田字上。地目、田。面積1,835平方メートル、合意の成立日、土地引渡時期ともに、平成28年2月29日です。

番号3、所在、勢田字東。地目、田。面積1,340平方メートルのうち1,299平方メートル。合意の成立日、土地引渡時期ともに、平成28年2月29日です。

以上です。

**○三須会長**

次に、報告第3号、廃土処理（公共事業施行）事業の届出について、事務局、説明願います。

**○宮内主査**

それでは、報告第3号、廃土処理（公共事業施行）事業の届出について、ご説明いたします。なお、本件は全て同じ事業内容のため、2番の目的、事業内容を省略いたします。

番号1、所在、用草字車田地先。地目、畑。面積2,054平方メートルです。目的は、農地造成です。事業内容は、国が行う北総中央農業水利事業施工に係る廃土処理です。工事期間



は、平成28年2月24日～平成28年3月31日までです。

番号2、所在、上砂卯月作地先。地目、畑。面積2,476平方メートルのうち297.50平方メートルです。工事期間は、平成28年1月19日～平成28年3月25日までです。  
以上です。

**○三須会長**

報告第1号、報告第2号、報告第3号については報告事項でありますので、事務局の説明をもってご了承願います。

以上で本日の審議すべき案件は全て終了いたしました。

ご苦労さまでした。

**○醍醐事務局長**

閉会を宣す。(午後4時42分)

議事録署名人

議 長

2 0 番

2 1 番